

「アルピコグループの山岳保険」のご案内

運動危険等補償割増（山岳登はん）・天災危険補償特約・国内旅行傷害保険特約セット傷害保険

・日本国内において登山中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガや損害（注）を補償します

（注）ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。（細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。）

《保険金額および保険料》

保険種類		国内旅行傷害保険 運動危険等補償割増（山岳登はん）・天災危険補償特約・ 国内旅行傷害保険特約セット傷害保険
保険期間		1か月まで （チケットを購入以降で、ご自宅に到着した時点で終了します。）
保険金額 （1名）	死亡・後遺障害	150万円 （注）入通院の補償はありません
	救援者費用	250万円
1名あたり保険料		1,000円

1. 保険期間 2026年4月17日午前0時から2027年4月16日午後12時までの間にご出発される旅行について、所定のチケットを購入し、所定の登山計画書を提出いただいたから、ご帰宅までが補償されます。（最長1か月まで）
2. お申込み方法 本紙重要事項説明書をご確認の上、「登山計画書（アルピコグループの山岳保険加入ありver.）」
※1を記入いただき、指定の券売機※2で該当のチケットを購入の上、所定の位置に貼り付け、上高地インフォメーションセンター脇に設置した指定の「登山計画書（「アルピコグループの山岳保険」加入あり）」提出BOXへご投函ください。
3. お申込締切 登山ご出発前まで
4. 保険契約者 アルピコ保険リース株式会社
5. 取扱代理店 アルピコ保険リース株式会社
6. 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

※1 登山計画書は、上高地インフォメーションセンターにも設置しておりますが、アルピコ保険リース株式会社のホームページの「アルピコグループの山岳保険」紹介ページにもPDFファイルで掲載しております。

※2 アルピコ交通株式会社の上高地バスターミナルのバスチケット券売機でご購入いただけます。

ご注意

- この保険は一般登山道を歩かれる方やピッケル等の登山用具を使用されるような方を対象にしております。
- 救援者費用保険金は、警察（遭難救助隊）等の公的機関により、「遭難」が確認された場合等にお支払いの対象となります。ただし、捜索救助費用については、山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）中の遭難の場合はお支払いの対象とはなりません。
- この保険（死亡・後遺障害、救援者費用）では、高山病・過呼吸・過労等病気については、補償されません。
- この保険では、入院・通院は補償の対象とはなりません。
- ご契約される場合の保険期間は、上記記載の所定の申込を完了してから、住居に帰られるまでの「旅行行程」にあわせて設定していただきます。保険期間中であっても、所定の申込手続き前および旅行行程終了後に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。
- 傷害保険（基本契約）の保険金は、政府労災保険・健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお受け取りになれます。
- この保険は、アルピコ保険リース株式会社を契約者とする任意包括契約であるため、加入者個人宛の証券は発行しておりません。
- 保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

こんなときにお支払いします。 登山旅行行程中の事故（※）を補償します。

（※）登山行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（注）をいいます。

（注）ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。



万が一の場合 – 死亡保険金・後遺障害保険金 –

旅行行程中の事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したり、後遺障害を被られた場合にお支払いします。

（後遺障害は、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。）

救援者費用

旅行行程中の事故により緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合などに、病院への移送費用や、救援者の現地までの交通費・宿泊料などをお支払いします。（250万円限度）。

ただし、捜索救助費用については、山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）中の遭難の場合はお支払いの対象とはなりません。

保険金は労災保険・健康保険・生命保険などに関係なくお支払いします。

万一事故にあわれたら

- すぐに損保ジャパンまたは取扱代理店へご連絡ください。
- 事故の発生の日から30日以内にご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：アルピコ保険リース株式会社
- 保険期間：2026年4月17日午前0時から2027年4月16日午後12時の間に参加される旅行（日程）の初日午前0時から末日の午後12時（1か月まで）となります。
（上記期間のうち、国内旅行のため住居を出発してから、住居に到着するまでの国内旅行行程中が補償期間となります。ただし、保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前、旅行行程が開始する前、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：「アルピコグループの山岳保険」の登山計画書を所定の方法にて提出された方
 - 被保険者：本紙の表紙の2. 記載した所定のお申込方法にてお申込みいただいた方が被保険者となります。被保険者本人のみが保険の対象となります。
 - お支払方法：本紙の表紙の2. お申し込み方法に記載の所定の券売機にて該当のチケットを購入ください。
 - お手続方法：所定の登山計画書（「アルピコグループの山岳保険」加入あり）に必要事項をご記入のうえ、上高地インフォメーションセンターに設置した、専用提出BOXへご投函ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払する主な場合とお支払いできない主な場合 】

日本国内旅行中の思いがけない事故によるケガ ※や損害を補償します。

※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます（細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます）

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合（続き） 】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡 保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
後遺 障害 保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合（4\%～100\%）}$	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑨航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
入院 保険金	<本商品では補償の対象外です>	
手術 保険金		
通院 保険金		
傷害 （国内補償） 救援者費用（特約） （注）	旅行行程中に以下①から④までのいずれかに該当した場合に、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用（※1）に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが公的機関により確認された場合 ③急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または継続して14日以上入院された場合 ④被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）中に遭難した場合。ただし、割増保険料の有無にかかわらず、山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）中の遭難の際に支出した捜索救助費用は保険金のお支払いの対象となりません。 （※1）次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。 ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動のうち、これらの活動に従事した方からの請求に基づいて支払った費用。 イ. 交通費 救援者（※2）の現地までの自動車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃（救援者2名分を限度とします。）。 ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料。ただし、救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。 エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用、または治療を継続中の被保険者を現地から病院等へ移転するために要した移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃を差し引いてお支払いします。 オ. 諸雑費 救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等（3万円を限度とします。）。 （※2）「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩割増保険料の有無にかかわらず、 山岳登山ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）中の遭難の際に支出した捜索救助費用

（注） 補償内容が同様のご契約（※）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

（※） 国内旅行総合保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
旅行行程	加入依頼書等記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
医学的初見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと【注意喚起情報のご説明】

1. クーリングオフ

この保険は保険期間が1年以内のみとなるため、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 保険期間は、国内旅行のために住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程にあわせて設定してください。この保険の保険期間は最長で1か月までとなります。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、国内旅行傷害保険、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 被保険者が満15歳未満の場合、またはご契約者と被保険者が異なる契約において被保険者の同意（署名）がない場合は、死亡・後遺障害保険金額を制限することがあります。
- 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払となります。
- 最低保険料は500円です。ただし、ご契約内容によって異なる場合があります。
- 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ＜重大事由による解除等＞
保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞
すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、その影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前、旅行行程が開始する前、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。（次ページへ続く）

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと【注意喚起情報のご説明】（続き）

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき、ご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が制限されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金の8割まで（ただし、破綻時から3カ月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

●損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社を取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類、セットされる特約）
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

もう一度
ご確認ください。



【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 アルピコ保険リース株式会社
〒399-0702 塩尻市広丘野村1688-1 コミュニティマーケットプレイスGAZA3F
TEL 0263-51-5855 ; FAX 0263-53-8088
(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 長野支店 松本法人支社
〒390-0854 松本市本庄1-13-5 損保ジャパンビル6階
TEL 0263-33-7121 ; FAX 0263-36-1138
(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)
- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
電話番号：03-4332-5241（全国共通） おかけ間違いにご注意ください
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は発行していません。本紙の他、提出される登山計画書をコピーまたは写真で撮影するなどして、お客さまの控えとして保管ください。